

受験注意事項

学務部長

学生部長

この「受験注意事項」は、東北学院大学試験施行細則第2条に定められた「指定試験」及び「特別試験」の公正かつ円滑な実施のために必要な事項を定めるものである。受験に際しては、次に掲げる注意事項を守らなければならない。また、不正行為を禁止する。不正行為をした場合には、学則第53条に基づき停学に処せられるとともに、別に定める試験における不正行為者等の処分及び措置に関する規程に基づき所定の措置を講じられることになる。

- 1 監督者の指示に従うこと。
- 2 当該年度に科目登録をした曜日及び校時等、指定の日時及び試験場で受験すること。ただし、別途指示がある場合は、その指示に従うこと。
- 3 受験に際しては、学生証をケース等から取り出し、通路側等の監督者の確認しやすい机上の位置に置くこと。
- 4 学生証を忘れた者は、試験開始前に学生課（学生係）から仮学生証の交付を受けること。
- 5 時計は計時機能だけを有するものを使用すること。
- 6 携帯電話（PHS含む。）、スマートフォン、腕時計型端末等の電子機器類は、アラーム設定を解除した上で電源を切り、身につけないこと。
- 7 受験座席表には、学科・学年・グループ・学生番号・氏名を明記すること。
- 8 机には学生証、持込みを許可された物のみを置き、それ以外の物は椅子の下に置くこと。
- 9 コンピュータ、携帯電話（PHS含む。）、スマートフォン、電子辞書、腕時計型端末、ICレコーダー等の電子機器は、持込み条件「全部可」の場合であっても持込みを禁止する。ただし、担当教員の許可がある場合は、許可のあったもののみ持込みを認める。
- 10 机上に文字等が書き込まれている場合は、挙手の上、監督者の点検を受けること。
- 11 持込みを許可された物その他物品（筆記用具等）のやり取りはしないこと。
- 12 試験開始後30分が経過した場合は、当該試験の受験資格を失い、入室することはできない。また、監督者の指示があるまで退室することはできない。
- 13 答案は、監督者の指示に従い提出すること。
- 14 次校時授業の場合、前校時授業が終了し、監督者が退室するまで入室しないこと。

以上